

主な相談窓口

【警察関係】

犯罪被害などに関する相談

警察総合相談電話

短縮 #9110

083-923-9110

受付：24時間（年中無休）

女性の犯罪被害などに関する相談

女性犯罪被害相談電話 レディース・サポート110

0120-378-387

083-932-7830

受付：24時間（年中無休）

少年の犯罪被害などに関する相談

ヤングテレホン・やまぐち

0120-49-5150

083-925-5150

受付：24時間（年中無休）

性犯罪の被害に遭われた方の相談

性犯罪被害相談電話

短縮 #8103

受付：24時間（年中無休）

【県関係】

性暴力被害に関する相談

やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお

083-902-0889

受付：24時間（年中無休）

県営住宅の借りに関する相談

山口県住宅課

083-933-3880

受付：月～金 8時30分～17時15分

（祝日・年末年始を除く）

児童虐待など子どもに関する相談

児童相談所全国共通ダイヤル

189

受付：24時間（年中無休）

主な相談窓口

【法律的相談】

日本司法支援センター山口地方事務所

法テラス

0570-078-353

受付：月～金 9時～17時

（祝日・年末年始を除く）

法律相談センター

山口県弁護士会

0570-064-490

受付：月～金 9時～17時

（祝日・年末年始を除く）

【犯罪被害者等支援に関する相談】

山口県県民生活課

083-933-2619

受付：月～金 8時30分～17時15分

（祝日・年末年始を除く）

（公社）山口被害者支援センター

083-974-5115

受付：月～金 10時～16時

（祝日・年末年始を除く）

【刑事手続きに関する相談】

山口地方検察庁被害者ホットライン

083-922-3153

受付：月～金 8時30分～17時15分

（祝日・年末年始を除く）



犯罪により 被害を受けた方へ

ひとりで悩まず ご相談ください



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギユっとちゃん」

周南市犯罪被害者等総合的相談窓口

周南市生活安全課（市民相談センター）

相談電話 TEL 0834-22-8320

月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

犯罪による事件・事故の被害にあわれたことが原因で日常生活などにお困りの際は、一人で悩まずに、まずはご相談ください。

犯罪被害を受けると

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、周囲とのかかわりの中で、さらに傷つけられてしまう二次的被害や再被害に苦しめられることがあります。

心身の不調 事件の記憶がよみがえったり、怒りや不安を抑えきれなかったり、長い間、後遺症に苦しむことがあります。

生活上の困難 家事や仕事が手につかなくなったり、外出ができず、家にひきこもりがちになります。

経済的な困難 財産が失われたり、医療費や裁判費用の出費、休職や失業による収入の途絶などの負担がのしかかります。

周囲の人の言動による傷つき 周囲の無責任なうわさやいやがらせ、配慮のない報道などで、孤立してしまうことがあります。

捜査・裁判にともなう負担 捜査や裁判において労力、時間がかかったり、事件のことを何度も話さないといけないなどの負担がのしかかります。

周囲の人の支えが必要です

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。

犯罪被害者等の気持ちを理解し、あなたにもできることがあるか考えてみましょう。

日常生活
家事や買い物、子供の世話など負担を減らす

話し相手
親身になって話を聴いて孤立感をやわらげる

付き添い
一人では心細い、警察・裁判所へ付き添う

見守り
気かけ見守りながらも、今はそっとしておく

見舞金

種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民の第1順位遺族で、犯罪行為が発生した時に市民であった者 進学のため市外に居住していた被害者の父母である市民 遠隔地での勤務のため市外に居住していた被害者の配偶者及び子である市民
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病（療養1か月以上かつ入院3日以上を負傷または疾病）を負った被害者本人で、犯罪被害を受けた時に市民であった者
精神療養見舞金	5万円	特定の犯罪行為により被害（療養3か月以上かつ3日以上労務に服することができない精神疾患）を負った被害者本人で、犯罪被害を受けた時に市民であった者
性犯罪被害見舞金	10万円	犯罪行為により性犯罪被害を負った被害者本人で、犯罪被害を受けた時に市民であった者

被害の状況など支給についての要件があります。詳しくは相談窓口へお問い合わせください。

周南市犯罪被害者等総合的相談窓口

周南市生活安全課（市民相談センター）
相談電話 TEL 0834-22-8320
月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

助成金

種類	金額	対象者
生活サポート費の助成	上限3,000円/時間（上限30時間まで）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民と犯罪被害が生じた時に同居していた遺族である市民 対象となる犯罪被害（重傷病・性犯罪）を受けた被害者本人、その家族
一時配食費の助成	上限1人1回1,000円/日（期間：被害を受けた日から30日まで）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民と犯罪被害が生じた時に同居していた遺族である市民 対象となる犯罪被害（重傷病・性犯罪）を受けた被害者本人、その家族
一時保育費の助成	上限2,000円/日（期間：10日まで）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民と犯罪被害が生じた時に同居していた遺族である市民で、この被害者の就学前の子を監護する者 対象となる犯罪被害（重傷病・性犯罪）を受けた被害者本人、その家族で、この被害者の就学前の子を監護する者
一時居住費の助成	上限200,000円（日額：1人1夜1万円まで）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民と犯罪被害が生じた時に同居していた遺族である市民 対象となる犯罪被害（重傷病・性犯罪・放火）を受けた被害者本人、その家族
法律相談費の助成	上限15,000円/回（回数：3回まで）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民の遺族である市民 対象となる犯罪被害（重傷病・性犯罪）を受けた被害者本人
弁護士費用の助成	上限 裁判員裁判200,000円 その他の裁判100,000円	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為により死亡した被害者である市民の遺族である市民 対象となる犯罪被害（重傷病・性犯罪）を受けた被害者本人